

積立式定期預金規定 (新旧対照表)

現行	改定案
<p>1. (預金の預入れ)</p> <p>(1)この預金は、口座振替の方法によるほか、当社国内本支店のどこの店舗でも現金、小切手その他の証券類により預入れることができます。</p> <p>預入れるときは必ず通帳をご持参ください。</p> <p>(2)自動機による預入れについては、1回の預入れ金額はその自動機に表示された範囲内とし、自動機により現金を確認したうえで受入れます。</p>	<p>1. (預金の預入れ)</p> <p>(1)この預金は、口座振替の方法によるほか、当社国内本支店のどこの店舗でも現金、小切手その他の証券類により預入れることができます。ただし、他社(りそな銀行・関西みらい銀行・みなど銀行を除きます。以下同じ。)を支払人とする小切手および他行を支払場所とする手形は、受け入れません。</p> <p>預入れるときは必ず通帳をご持参ください。</p> <p>(2)自動機による預入れについては、1回の預入れ金額はその自動機に表示された範囲内とし、自動機により現金を確認したうえで受入れます。</p>
(2024年10月1日現在)	(2026年4月1日現在)